

5 学校保健等について

1 入学前の準備について

(1) 健康な体づくりに努めましょう。(病気の管理等について)

- ・むし歯の治療や視力の調整など、入学前に済ませるようにしてください。
- ・食物アレルギーのあるお子様やその他の疾病や体質的なものがある方なども、成長とともに症状も変わるので、入学前に一度主治医に相談することをおすすめします。

学校で配慮が必要なものや症状の重いものは「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」(医師が記入)の提出をお願いしています。

(2) 望ましい生活習慣を身につけましょう

- ・睡眠をしっかり取り、早寝・早起きができるようにしましょう。
- ・朝食は必ず取ります。体の活動を活発にさせ、脳を目覚めさせます。午前中のエネルギーになります。
- ・排便の習慣を付け、後始末が一人でできるようにしましょう。
- ◎朝、食後30～40分はゆっくりできる生活を。(人間の生理反射として、食後20分に便意がある)
- ・衛生面での習慣を身につけていきましょう。………子供が自分でできるように(自立させる)。
- ◎手洗い・洗顔 ◎食後の歯みがき ◎爪切り ◎ハンカチ、ティッシュの携帯 ◎入浴 ◎トイレの使い方

2 入学後の健康管理について

(1) 登校前の健康観察をお願いします。

- ① 寝起きの様子や顔色、食欲、機嫌などに注意して観察してください。体調がすぐれない場合は無理をさせず、休養するようにしてください。

☆欠席する場合は、「toteru(テトル)」での連絡をお願いします。翌日以降、続けて欠席する場合も、その都度、連絡してください。

- ② 学校生活に慣れるまでは心身ともに疲れます。体を休めるとともに、お子様の話をゆっくり聞いて、心の緊張も解いてあげてください。

(2) 保健室の役割

- ① けがの手当てについて

- ★学校で起きたけがの応急手当てのみ行います。したがって、家庭で起きたけがの手当てや、継続的な手当ては行うことができませんのでご了承ください。
- ★手当ては自然治癒力を生かすので、医薬品等はできるだけ使いません。
- ★医療機関での治療を必要とする場合は、原則として、保護者の来校を求め、相談します。

② 体調不良等の手当てについて

★家庭に引き渡すまでの一時的な休養だけ行い、長時間にわたっての休養は行いません。授業が受けられない時は、家庭へ連絡し帰宅していただきますので、保護者の方が迎えに来てください。

③ その他

保健室は学校の保健センターとしての機能があります。健康についての心配ごと等ありましたら、気軽にご相談ください。

保健室の着替え用衣類を使用したとき

トイレが間に合わなかったり、衣類を汚してしまったりしたときは、保健室にある衣類に着替えさせます。パンツは新品（サイズは130）を、その他は洗濯して返却してください。



(3) 学校感染症の取り扱い（出席停止）

下記のような感染症にかかった場合は、学校保健安全法施行規則に基づき、取り扱います。これらは医師の診断に基づき、校長が指示をします。学校感染症で学校を休んだ場合、欠席ではなく、出席停止扱いとなります。医師に診断されたら「toteru(テトル)」で学校へお知らせください。その際、登校予定日等、医師からの指示も合わせて入力をお願いします。

新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ、百日咳、麻疹（はしか）、風疹、水痘（水ぼうそう）、流行性耳下腺炎（おたふく）、咽頭結膜熱（プール熱）、流行性角結膜炎（はやり目）、急性出血性結膜炎、その他

※その他に入るもの

手足口病、溶連菌感染症、マイコプラズマ肺炎、腸管出血性大腸菌感染症（O-157）、ノロウイルス・ロタウイルスによる感染性胃腸炎、髄膜炎菌性髄膜炎 など

医師からの登校許可が出るまでご家庭で静養してください。

「治癒証明書」は必要ありません。法律に定められた期間が出席停止期間になりますので、医師の診断を学校に連絡していただき、保護者の方と出席停止期間を確認いたします。

(4) 「独立行政法人日本スポーツ振興センター」災害共済給付制度の加入について

この制度は、学校の管理下における児童・生徒の災害について、センターが保護者に対し医療費や障害見舞金等の支給を行うものです。

- ・全員が加入します。掛け金は、朝霞市では全額を市が負担しています。
- ・保険診療分自己負担金 1500 円以上のときに対象となります。
- ・給付金の支払い請求は、学校から朝霞市教育委員会を經由し、センターに請求します。給付金は後日、保護者の銀行口座に支払われます。

※「こども医療費」制度を利用せず、センターの手続きが優先になります。

●学校管理下でのけがの場合、病院の窓口での支払いが必要になります。支払ったお金は、スポーツ振興センター申請後、給付金として所定の口座に振り込まれます。

●諸事情により子ども医療費を使用した場合は、学校までお知らせください。

【お問い合わせについて】朝霞市役所 048-463-1111（代）

※子ども医療費に関してのお問い合わせは、**朝霞市役所 子ども未来課**までお願いします。

※スポーツ振興センターに関してのお問い合わせは、**教育委員会 教育管理課 学校保健係**までお願いします。

（５）諸調査について

- ①保健調査票 …………… 健康状態を把握するために、毎年４月に最新の情報を記入してもらっています。（健康上、学校生活で配慮を要するお子さんにつきましては、別の調査をお願いすることがあります。）
- ②緊急連絡先の調査 …… 学校で事故や病気があった場合、保護者への連絡に使います。自宅・勤務先・不在時の連絡先・携帯電話番号等をお知らせください。
- ③健康診断にかかわる調査… 結核健康診断問診票（全学年）、心臓検診問診票（１年生）

○その他「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」は該当者のみ毎年の提出をお願いしています。